

神戸市重度心身障害者タクシー利用券助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、重度心身障害者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的とする。

2 神戸市重度心身障害者タクシー利用券助成事業の実施については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者のうち、視力障害、下肢障害、体幹障害、脳原性運動機能障害のうち移動機能障害又は内部障害を有する者、療育手帳の交付を受けた者で、その障害程度が昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」の第3の1の(1)に規定する「重度」に該当する者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級に該当する者

(3) 神戸市福祉乗車証交付要綱に基づく福祉乗車証、神戸市敬老優待乗車証交付要綱に基づく敬老優待乗車証及び神戸市自動車燃料費助成事業実施要綱に基づく自動車燃料費助成決定通知書の交付を受けていない者

(申請)

第3条 この要綱により助成を受けようとする者は、重度心身障害者タクシー利用券交付申請書兼受領書（新たに交付を受けようとする者は、様式第1号、また、既に交付を受けている者が更新しようとする場合、様式第1号の2）により、住所地を管轄する福祉事務所長に申請しなければならない。

(交付)

第4条 福祉事務所長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、第2条の規定に該当すると認めるときは、重度心身障害者タクシー利用券（様式第2号。以下「利用券」という）を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する利用券の枚数は、年間72枚とし、交付月に応じて次のとおりとする。

4月72枚10月36枚

5月66枚11月30枚

6月60枚12月24枚

7月54枚1月18枚

8月48枚2月12枚

9月42枚3月6枚

3 受給資格者が、災害その他神戸市がやむを得ないと判断した理由により申請できなかった場合は、前項に規定にかかわらず福祉局長の認める枚数を交付することができる。

(利用券の有効期間)

第5条 利用券の有効期間は、毎年度4月1日から3月31日までとする。

(助成額)

第6条 利用券1枚の助成額は、500円とする。

(利用できるタクシー)

第7条 利用券を使用することができるタクシーは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、兵庫県内の地域を事業区域とする次の事業者のタクシーとする。

(1) 一般社団法人兵庫県タクシー協会に加盟している事業者

(2) 本要綱の趣旨に賛同し本市と契約した事業協同組合等に加盟している事業者

(3) その他、本要綱の趣旨に賛同し本市と契約した事業者

2 この要綱により新たに契約を締結しようとする事業協同組合等および事業者は、神戸市重度心身障害者タクシー利用券取扱実施協議書（様式第I号）により、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の協議書及び添付資料の内容を十分審査して指定するものとする。

4 市長は、前項の指定をしたときは、神戸市重度心身障害者タクシー利用券取扱指定通知書（様式第II号）により申請者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の指定を行わないときは、神戸市重度心身障害者タクシー利用券取扱不指定通知書（様式第III号）により申請者に通知するものとする。

(利用方法)

第8条 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という）は、1乗車につき1枚の利用券をタクシーの乗務員に提出し、乗車料金から助成額を差引いた額を支払うものとする。ただし、乗車料金が1,000円以上1,500円未満の場合については2枚まで、1,500円以上の場合には3枚まで利用可能とする。

(給付金受領及び請求権の委任)

第9条 タクシー事業者は、利用券の受領をもって、当該利用券による給付金の受領及び請求の権利を利用者から委任されたものとする。

(利用券再交付の禁止)

第10条 利用券は、原則として再交付することができない。利用券を汚損した場合に限り、汚損した利用券と新しい利用券を交換することができるものとする。

(譲渡、貸与の禁止)

第11条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(手帳の携行)

第12条 利用券を使用する場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を携行し、乗車時に必ず提示しなければならない。

(利用券の返還等)

第13条 次の各号の一に該当するときは、利用者又はその代理人は速やかに利用券を福祉事務所に返還しなければならない。

- (1) 利用者が死亡し、又は第2条に規定する資格を喪失したとき
- (2) 利用券の有効期間が経過したとき
- (3) その他利用券が不用になったとき

2 福祉事務所長は、利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、利用券の返還を命じ、以後の交付を停止することができる。

- (1) 不実の申請によって利用券の交付を受けたとき
- (2) 利用券を不正に使用した又は使用させたとき
- (3) 不正な使用のため、利用券を改ざん又は複製したとき
- (4) 不正な使用のため、利用券（複製を含む。）を、交付を受けた者以外の者が所持した又は所持させたとき

3 福祉事務所長は、福祉乗車証、敬老優待乗車証及び自動車燃料費助成決定通知書について、前項各号に規定する事実又はこれに類する事実により交付停止又は適用除外を受けている者に対しては、利用券の交付を停止する。

(帳簿の整備)

第14条 福祉事務所長は重度心身障害者タクシー利用券交付簿（様式第3号）及び重度心身障害者タクシー利用券受払簿（様式第4号）を作成し、利用券の交付状況及び受払状況を明らかにしなければならない。

(報告等)

第15条 福祉事務所長は9月30日及び3月31日現在の利用券交付状況を翌月10日までに福祉局長に報告しなければならない。

2 福祉事務所長は当該年度終了後速やかに未使用の利用券及び回収された利用券を福祉局長に送付するものとする。

(その他)

第16条 この要綱の実施について必要な事項は、福祉局長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、昭和58年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和60年6月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年3月27日から施行する。但し、第8条の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。但し、第2条第3項及び第13条第3項の改正規定は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。